

危険運転致死傷罪の改正を求める意見書

危険運転致死傷罪は、危険だと知りながらあえて運転している悪質なドライバーが起こした事故に対して、過失犯としてではなく故意犯として処理できるように設置されたものである。

従来は、軽微な事故から悪質な事故まで、業務上過失致死傷罪として処理していたことを考えると、危険運転致死傷罪の設置について一定の評価はできる。もっとも、故意犯として構成要件に含めるべきであるのに含まれていないものがあり、中でも早急な対処が必要であるのがひき逃げである。

すなわち、事故を起こしたとき、現行犯でなければ、飲酒検査の結果、飲酒していることが推定的に認められても危険運転致死傷罪では立件できない。このような背景から、一たん逃げて酒が完全に抜けた後に出頭する、もしくは逃げた後に酒を重ね飲みして、事故を起こしたときに酒が入っていたことを隠ぺいするなど悪質な事例が急増している。

そもそもひき逃げは、事故を起こしてパニック状態になった結果行われる場合もあるが、多くの場合、飲酒していたのを隠すために行われている。危険運転致死傷罪の法定刑は懲役15年以下であるが、通常の業務上過失致死傷罪の法定刑は懲役5年以下であり、かつひき逃げ（道交法の救護義務違反＝法定刑懲役5年以下）を併合罪として適用しても、法定刑は最大で懲役7年6カ月である。したがって、現行法上酒に酔って事故を起こした者は、逃げて飲酒検査を免れた方が、刑が軽くなるという国民の規範意識と矛盾している事態が生じ得るのである。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、刑法を再び改正し、下記の事項を含む政策の早急な実施を行うよう強く要望するものである。

記

- 1 逃げ得というようなことが起きないように、悪質なひき逃げ行為と認定されるものを危険運転致死傷罪の構成要件の一つとすること。
- 2 道路交通法で重ね飲み行為を禁止し、違反した者には罰則を与えること。
- 3 アメリカで試行されているような、車内でふたのあいた酒類所持自体を法律で禁止する等、何らかの効果的な飲酒防止策を検討すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年6月22日

三鷹市議会議長 金井 富雄